

令和7年6月13日

公立大学法人前橋工科大学
理事長 西 薊 大 実 様

公立大学法人前橋工科大学

監事 廣瀬信二

監事 徳谷直樹

監査報告書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第13条第4項及び第34条第2項並びに公立大学法人前橋工科大学定款第9条第6項及び公立大学法人前橋工科大学監事監査規程（平成25年規程第84号）第6条第4項の規定により令和6年度における業務の執行について監査を実施したので、同規程第13条第1項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

1 監査方法及びその内容

令和6年度監査計画に基づき、理事会に出席するとともに、重要な書面、証拠書類を閲覧した。また、役職員等から職務の執行状況や年度計画事業の達成状況、職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備、運用状況を聴取するなどの手続を実施した。

さらに、会計監査については、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書を確認した。

2 監査の結果

- (1) 業務の実施については、法令等に従っているかについて監査した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (2) 中期目標の着実な達成に向け、業務を適切に実施されているかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (3) 内部統制システムの整備及び運用については、特に指摘すべき事項は認められない。
- (4) 理事長、副理事長及び理事の職務執行に関し、不正の行為及び法令又は規程に違反する事実は認められない。
- (5) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、法人の財政状態、運営状況等を適正に表示しているものと認める。
- (6) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (7) 事業報告書は、法人の業務運営状況を正しく示しているものと認める。
- (8) 決算報告書は、法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

- 3 是正又は改善を要する事項
特記すべき事項は認められない。
- 4 その他監事が必要と認める事項
特記すべき事項は認められない。